

# 多子世帯保育料軽減事業

担当課 こども課  
予算額 9,400万2千円



## 第2子以降の保育料を **全額助成**

これまでは・・・

	第1子	第2子	第3子
3歳以上	無料	無料	無料
3歳未満	全額負担	半額負担	無料

- 保育園などに同時に在籍する子どもの人数で保育料を決定（年齢制限あり）
- 2人以上同時に保育園などに在籍した場合にのみ、保育料軽減が適用

4月1日から

	第1子	第2子	第3子
3歳以上	無料	無料	無料
3歳未満	全額負担	全額助成	無料

- 保育園などに同時に在籍する子のみに限定した年齢制限を撤廃
- 第2子以降は、筑西市独自に保育料を助成

### 助成要件 (①～⑤のすべてを満たす児童がいる世帯であること)

- ① 保育認定を受けて保育施設に入所している。
- ② 令和2年4月1日において、3歳に達していない児童である。
- ③ 保護者と生計を同じにする第2子以降の児童である。
- ④ 住民税所得割税額が「第4階層-2」（ひとり親世帯等の場合は「第4階層-3」）から「第8階層」に属する世帯の児童である。
- ⑤ 保育料、市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税の滞納がないこと。

※既に国の基準により保育料が無料となっている場合（きょうだい同時入所、要保護等世帯）は、対象外となります。  
 ※この事業は、保護者が一度支払った保育料について、対象者に筑西市から助成金としてお返しするものです。

年取や上の子の年齢に関係なく、3歳未満の**第2子以降**の保育料を**全額助成**！



こども課  
須内 良昭 主任

【問】 こども課（本庁1階） ☎ 24-2104

# 誕生祝金支給事業

担当課 母子保健課  
予算額 1億1,813万1千円



## お贈りします！ 誕生祝金 **20**万円



人口減少に歯止めをかけるため、誕生祝金をお贈りします。本市に誕生したお子さんをお祝いするとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

### 受給資格者 (①～③すべてを満たす人)

- ① 令和2年4月1日以降に筑西市に誕生したお子さんと同居し、養育していること。
- ② 申請日までに1年以上筑西市に住所があること。
- ③ 同一世帯員に市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税及び保育料の滞納がないこと。

### 申請から支給まで

1. 申請  
出生届の際に申請書が入った黄色い封筒をお渡しします。申請期間内に必要な書類を母子保健課に持参してください。様式は、ホームページからもダウンロードできます。※申請期間は、お子さんが誕生してから1歳の誕生日の前日まで
2. 支給決定  
申請内容を審査し、支給・不支給の決定通知書を送付します。※通知は申請日の翌月に送付
3. 支給  
支給決定を受けた人には、指定された口座に20万円を振り込みます。※振り込みは申請日の翌々月

【問】 母子保健課（本庁1階） ☎ 24-2115

第1子誕生から20万円の支給があるのは、茨城県では**筑西市だけ**！



母子保健課  
石井 佑佳 保健師

母子保健課  
石堀 晶子 保健師